

## 第21回出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会 会議概要

---

- ◆日時：平成23年8月10日（木） 19時～00時30分
  - ◆場所：市役所3階 大会議室
  - ◆参集者：市民懇話会委員（13名）  
事務局
- 

（代表世話人）議題に入る前に、本日、傍聴の方から3分～5分程度ご意見を述べたいという申し出がありましたので、委員の皆さまにお諮りしたい。

（傍聴者退席）

（委員）懇話会側に質問されるようなやりとりになると、議事に入れなくなるおそれがあるので、3分～5分、意見を聞くだけということを守っていただければかまわない。

（委員）PI活動でも意見をお聴きするという立場で、質問にお答えするというようなことはしてこなかった。同じ立場であればかまわない。

（傍聴者入室）

（代表世話人）傍聴者の方で、発言したい方が2名いらっしゃるということで、初めにお願ひですが、今日はお話だけを伺うことにさせていただく。話の内容についてご質問されたいこともあるでしょうが、回答できるものがあれば後日ご回答させていただく。個々の委員に質問を求めるような発言は控えていただきたい。

（傍聴者1）傍聴席の私たちに意見を求める機会をあたえていただきましてありがとうございます。冒頭に質問してはいけないといわれているのでどうしようかと思っているところです。まず、疑問があります。出雲市自治基本条例中間まとめについて、その中に住民投票の欄があり、「住民投票の資格や方法等については別途検討事項とします」とありますが、この事項に関して、いったい、いつ、だれが、どこで検討されるのかという質問があります。これに関しては、今日はお聞き出来ませんか。

（代表世話人）後日、ご回答します。

（傍聴者1）後日とはいつですか。

(代表世話人) 今すぐには、お答えできません。

(傍聴者1) 前回の懇話会の際、委員の中でこの問題を提起された方がいらっしやっただと思います。そのとき、議長さんが、その件についてはまた後日といわれたのです。今とまったく一緒です。いつになったら、誰がやるのですか、あと何回あるのですか。おそらくあと1回か2回です。住民投票の件に関して国籍条項を設けるか設けないかは大変重要な問題だと思うのです。こういったことを全然検討せずに、先送りするというのはいかなるものなのでしょうか。これについて、明確な回答が出来る方はいらっしやいますか。今まで、このような国籍条項について話し合いをもたれましたか。それでは、後日、この事項に関して、いつ、どこで、誰が検討されるのかについて回答をお願いします。

この住民投票制度に関して、もう1点質問があります。住民投票は、もちろん今は検討中ですので、明確なことはこれから先のことになると思うのですが、一応、例として広島市が自治基本条例を制定しています。その中で、広島市も同じように住民投票を制定しています。そこを例にとつていえば、広島市のホームページには「広島住民投票制度について」というページがあります。そこには、投票できる人、投票資格がある人、該当者について説明する欄があります。そこには、「投票資格がある人は、満18歳以上の日本人と永住外国人で、それぞれ引き続き3ヶ月間以上、広島市の住民基本台帳及び外国人登録票に登録されている人です」となっています。実際に住民投票を実施するに当たり、請求権が発生します。その請求権はどうやって発生するかですが、広島市においては投票できる人の総数の10分の1以上の署名を集めて住民投票を請求することができますとなっているのです。投票できる人の総数の10分の1、広島市の例を挙げれば9万5千人以上の署名を集めて住民投票が請求できることになっているわけです。ちなみに広島市の現在の人口は117万6951人です。そして、出雲市の人口は14万3521人なのです。その中で、出雲市の自治基本条例の市民の定義があるのですけれども、住民投票条例のベースとなっているのは、広島市に住所を置いている114万人のうちの有権者の数なのです。意味がわかりますか。出雲市の市民の定義が住所を置いている人に限る、これしかないのです。今、いろんな定義がなされていますが、大きく分けて市内に住んでいる人、市内で働いている人、学んでいる人、市内にある団体となりますけれども、これは4つに大きく分けられますけれども、市内に住んでいる人に関してはこれは数字がわかります。住所を市役所に登録しているわけですから。市内に働いているひと、学んでいるひと、市内にある団体は、いったいどうやって数字をとるのでしょうか。これが私はよくわからないのです。広島市の例でいえば114万人のうちの有権者は95万人となります。114万人という数字は出てきているわけです。それはなぜ出てきたかといえば、市内に住んでいる人に限定しているからです。出雲市の基本条例においては市内に働いている人、学んでいる人、市内にある団体は、どのようにして総数を出すのでしょうか。市内に住んでいる人だけでしたら、住民登録から数字がでてきますけれども、あとの3つを含めるとどうやって出してくるのですか。そういっ

た疑問はありませんか、皆さん。皆さんが答えられないのなら事務局から答えてください。

(事務局) 今日は、ご意見をお伺いするだけにさせていただきます。まだ、このあと議事がありますので。

(代表世話人) すべて、後日回答とさせていただきます。

(傍聴者1) なぜ、どういった意味ですべて後日の回答なのですか。納得できません。せっかく、こうやって何人もメンバーがおられるのに。なぜ、即答できないのですか。また、密室でやられるのですか。開かれた会ではないのですか。何で無回答なのですか。今、これに関して皆さん意見を言えばいいのではないのですか。何か都合でも悪いのですか。

(代表世話人) 申し訳ありませんが、意見交換会の趣旨をとっておりません。今は、皆さんのご意見を伺うというスタンスで許可したものです。

(傍聴者1) あなたに何の権限があって言っているのですか。あなたは市民でしょう。あなたは市民から選挙で選ばれた人ではないよ。あなたがそう言う根拠を言いなさい。

(代表世話人) 申し訳ありませんが、議事の進行の妨げになるようでしたら退席をお願いすることになります。感情的にならないようにお願いします。いただいたご質問については1週間程度お時間をください。その後、ご回答をお示ししたいと思います。3分～5分ということをおっしゃっていますので、その枠内でご意見を頂戴したいと思います。

(傍聴者2) この投票権、いわゆる外国人に投票権ですが、もともと民主党が外国人参政権を通そうと、これは公明党も一緒ですが、通そうとしていましたが、しかし、憲法違反と反対多数によってだめになったのです。その代わりとってはなんなので、この常設型住民投票権で外国人に投票権を渡そうということがみてとれる。民主党は、公明党も一緒ですが、必死で外国人に投票権を付与しようとしております。民主党の支持母体が自治労や日教組です。この人たちが、必死に外国人に投票権を渡そうとしております。鳩山由紀夫さんが日本は日本人だけのものではないというようなことを言っています。理由は今まで日本人が諸外国にしてきたことに対しての償いだというようなことを言っています。ここで言う外国の方々是在日の朝鮮人、韓国人、中国人にあたり、この人らに投票権を付与しようと、これが民主党や公明党、共産党の考えなのですが、どう思いますか。私は、「4. 次世代につなぐまち」のところで、家庭や学校は共に豊かな自然、優れた伝統文化を継承し、とありますが、これは消しておきましょう。外国人に投票権を付与しておいて、すぐれた伝統や文化は継承できませんから。あとで、外国人の人がこ

ういうのを削除してくださいというのは火種になりますので、はじめに消しておいてください。どう考えても結果ありきでしているとしか思えません。だからこうして、集まった方々の腹のうちを言ってあげたのです。いいですか、何のための外国人に対しての投票権なのですか。なぜ、日本人じゃだめなのでしょうか。国籍条項がないとだめなんですか。あなた方が、一番大事なことを話してないからこういうことになるんですよ。あとひとついいたいが、中身がまったく米子市の自治条例と全く一緒です。米子市も必死で外国人に投票権を渡そうとしています、これなんかつながりがあるんでしょうか。何かの受け売りでやっているんでしょうか。その辺も、ちょっと答えてください。よろしくをお願いします。

(代表世話人) いただいたご意見に関しましては、後日、1週間ばかりお時間をください。その後、ご回答するというごことをお願いいたします。

(傍聴者2) 何に対して回答されるのですか。

(代表世話人) 住民投票について、投票者の資格についてです。

(傍聴者2) 私が言いたいのは、外国人が投票権を望んでいるんです。そして付与しようとしているのが、自治労率いる民主党なのです。きちんと答えるようによろしくお願いしますね。

---

## 1. 提言書の作成について

(代表世話人) 次第にそって進めさせていただきます。前回の懇話会の際にお願いした「中間まとめ」に追加すべきテーマの検討と説明文案の加筆・修正について、委員からいただいたご意見を別紙にまとめた。併せて、「はじめに」の加筆・修正の意見もありましたので、担当委員に持ち帰ってご検討いただき、次回、懇話会までに各委員へ事前配付できるように15日までに事務局へ送付していただきますよう準備願います。

(委員) 「はじめに」の部分の修正案は、なぜ、担当委員だけに渡すのか。全員で検討すればいいのではないか。

(代表世話人) 担当委員さんには、「はじめに」の文章をこちらからお願いをさせていただいた経過もあるので、責任をもって書いていただきたいということ。世話人でも協議した結果、全体で協議する場も欲しいが、お二人に委ねたいと思う。本文修正については、PI活動を通してでてきた意見や文書表現の修正を、あらかじめ世話人会と事務局で確認し、軽微な修正や意味が変わらない範囲での修正を反映させている。言葉が変わ

っているもの、表現を消しているもの、追加意見については、資料中にわかるように加えているので、修正案について討議をお願いします。

・太枠内について

【Ⅰ. 自治基本条例の基本的な考え方】

P 4 「1. 条例の必要性」

- ①「根本的」を「基本的」に修正
- ②「及び」を削除、以後同様の文書表現とする。

理由：文書表現としては「及び」を入れるのが一般的だが、分かりやすくするために市民、議会、行政を並列に並べておけばよいのではないか。

P 6 「3. 条例の実効性」

- ②「変化に対応する」に「的確に」を挿入案については、原案のとおりとし、挿入しない。

【Ⅱ. めざすまちづくり】

P 7 「1. まちの全体像」

- ④「新しい伝統と文化を創造できるまち」に「活力ある」を挿入案については、原案のとおりとし、挿入しない。

P 8 「福祉と医療が充実したまち」

- ②「役割分担しながら生きがいをもって」に「誰もが」を挿入案については、原案のとおりとし、挿入しない。

P 1 0 「災害に強いまち」

- ①修正案「(、事業者)、」、「及び」を削除し、「自治体等」に修正する。

理由：事業者は「等」に包含する。

P 1 2 「次世代につなぐまち」

- ②「温かみのある人間関係」を「温かい」への修正案については、原案のとおりとし、修正しない。
- ③「及び」を削除。「子どもの育成に努めます」に「と地域の活性化」を挿入案については、原案のとおりとし、挿入しない。

「子ども」を「子どもと若者」に修正する案については、説明文に補足することで、太枠内は原案のとおりとする。

【Ⅲ. まちづくりの担い手】

1. 市民

P 1 6 「(2) 市民の責務」

②修正案（２）を採用

「この」を削除し、「していく気概を持ちます」を「していきます」に修正する。

理由：今後、条例になるとときには人の気持ちを強要するところは省かれていくものと思う。説明のところにそのニュアンスを残したい。

「この出雲」の「この」は強調的な言葉であり、出雲に対する思いの部分だと思う。説明のところにそのニュアンスを残したい。

P 1 7 「(1) 議会の責務」

①修正案を採用

理由：交流の機会が全く無いわけではないので、対話や機会を増やす意味から「機会を積極的につくり」とする。

P 2 1 「(2) 職員の責務」

(代表世話人) 市民、議会、行政には責務があり、バランスを考えると「市長の責務」を加えてはどうか。

(委員) 市長と職員はその任務も選挙で選ばれることも違う。「市長」の項目を追加したほうがよい。(2)が「市長の責務」となり、(3)が「職員の責務」となるのではないか。

(委員) アドバイザーからはこの件についてはどのような意見なのか。フル装備とするためにどうしても必要なのか。

(代表世話人) 市長の責務について追加してもよいか。

(委員) 賛成

(代表世話人) ①太枠の中に市長の責務と職員の責務を併記する方法、②「市長の責務」の項目を新たに設ける方法、どちらの考えですすめるべきか。

(委員) 「市長の責務」を新たに設けることとすることに賛成多数。

(代表世話人) 市長に望むことば、キーワードについて意見をいただければ、世話人会で例文を作成し、お示ししたい。今日できれば最後に協議したいが、時間がなければ次回に協議したい。よろしいか。

(委員) 了解

IV. まちづくりの制度や仕組み等

1. 市民参画・情報共有など

P 2 3 「(1) 市民参画」

②「積極的に」を挿入案は、原案のとおりとし、修正しない。

P 2 3 「(2) 情報共有」

「(、事業者)」は削除する修正案を採用する。

P 2 5 「(3) コミュニティと行政の連携・協力」

②修正案を採用する。

理由：③と言葉の重複を避けるため。

②③の統合案は採用せず、③は原案のとおりとする。

④は修正案を採用せず、原案どおりとする。

P 2 4 「(4) NPO等と行政の連携・協力」

①修正案(1)のうち「担い手」を削除し、「公共的サービスの補完的な役割を果たせるように」に修正する。

理由：NPOはともかく、ボランティアは公共サービスの担い手として断定できないので「担い手」を削除する。

P 2 8 「2. 住民投票」

④修正案は採用せず、原案のとおりとし、【説明】の「今後の検討課題となりました」を「今後、別途の機会に検討を委ねることになりました。」といった趣旨で修正し、懇話会ではない別の場面で検討するということを明記しておく。

P 3 1 「追記 V. その他」首長の多選問題について

(委員) 市長の責務のところにはなじまないと思う。どこかに入れるべきだと思うが、入れる場所がないので、「その他」とした。

(委員) 提言書につけるべき項目ではない。

(委員) 市長から、首長の多選についても議論をしてほしいといわれたことに対して、何らかの回答はすべきと考える。ただし、提言書の項目として記載するのか、別紙の資料として提出するかは検討する必要がある。

(委員) 議論はしたが、まとめきれなかったという議論の経過のみ別紙で提出するべきと考える。ただし、提言書の体系には入れるべきではない。

(委員) 「市長の責務」のところの主な意見として、触れておくということでもいいのでは

ないか。

(委員)「市長の責務」と「市長の多選」は違う。市長の責務に入れるのは無理がある。

(委員)市長の多選について、踏み込んで議論して欲しいということだったが、我々には法律論も含め荷が重いので、このような議論となったことをお返しすべきだ。ただ、本編に入れる必要なく、別紙としておく方がいいと思う。

(代表世話人)別紙とすることでよろしいか。

(委員)賛成多数

(代表世話人)内容についてご確認いただき、意見のある方は、見え消しで修正して事務局までお知らせしてほしい。

#### 【説明】『主な意見』について

##### P 6 「3. 条例の実効性」

「◇本市の自治基本条例も、時間がかかろうとも趣旨の理解と周知をしていく必要があり、また、市民、議会及び行政は条例の趣旨の実践を自らの活動の中で行っていく必要があります。」を削除し、「そして、市民、議会、行政のそれぞれが、各々の立場で実践を重ねるとともに、三者の連携によって相乗効果が発揮されます。」に修正することについては、修正案は採用せず、原案のとおりとする。

「◇自治基本条例が「普遍的なもの」、「最高規範性をもつもの」であるならば、容易に見直しできるものであってはいけないとの意見もありました。」は、削除する。

『主な意見』の(5)は原案のとおり残す。

##### P 7 「1. まちの全体像」

「(2)市民が積極的に参画できるまちづくり。」は重複のため削除する。

##### P 8 「2. 福祉と医療が充実したまち」

「(8)障がいの有無にかかわらず、それぞれの役割分担を持ちながら、助け合って共に地域社会をつくる。」は、内容が重複のため、削除する。

「(10)障がいがあっても笑顔で暮らせるまちづくりであってほしい。」は、内容が重複のため、削除する。

「(14)施設ができたとしても、費用の面で負担が大きいため、もっと行政の支援が必要



ではないか。」は、内容がやや細かいので削除する。

「(15)福祉の中でも行政しか支援できない領域がある。」は、たとえば守秘義務を伴うようなことは行政にしかできないので、原案のとおり残す。

「(16)福祉の枠組みは、高齢者と障がい者だけではないので限定しないでほしい。」は、削除する。

#### P 1 0 「3. 災害に強いまち」

「(5)市民が自ら守る努力をする。」と「(7)防災訓練が大事。」を統合して、「(5)住民への啓発活動や日常の防災訓練が大事。」に修正する。

「(7)防災訓練が大事。」と「(8)市民は災害等の発生時に行政と協力して対応に努めていく。」を統合して、「(6)大きな災害時には、他の地域との連携が特に重要。」に修正する。

「(10)安全で安心な豊かな地域社会（住みよいまち・人の心を大切にすまちづくり）をめざす。」は、重複のため削除する。

「(11)隣の市に原発があるまちとしてのあらゆる想定（事故や外的要因等）・防災が必要。」は、削除する。

「(12)大社や田儀の海から不法入国者が上がって来るとも考えられる。」は、原案に「平田」を挿入し残す。

「(13)出雲市は、「出雲市危機管理指針」や「出雲市緊急事態等対処計画」、「出雲市地域防災計画」、「出雲市国民保護計画」を策定しているので、その趣旨を踏まえてまとめるべき。」は、削除する。

「提言書の案文は「努力規定」ではなく「義務規定」にすべきではないか」について、「災害に強いまち」の項目に関しては意見として残す。

#### P 1 2 「4. 次世代へつなぐまち」

「(1)子どもは未来の宝・資本であり大きく育てていくことが大切。」は、「資本」を削除する。

「(2)出雲市の子どもは、出雲市にとって未来の資本であり、宝であるから、資本は大きく育てていくこととする。」は削除する。

「(6)市民は次世代に配慮し、持続可能な社会を築くよう努める。」は、削除する。

「(7)市民は、大人も子どもも社会的責任を持ち、行政と共に互いに協力し、めざすべき福祉に近づけていく。」は、削除する。

「(8)市民は、自分の子はもちろん他人の子も、平等に扱い教育に携わっていく。」は、原案のとおり残す。

「(9)学校に丸任せではなく、地域や家庭が一体になり、子ども達の笑顔を絶やさないまち。」は、削除する。

「(11)地域をどのように理解し役割分担、協力を求めるのか。」は、削除する。

「(12)家庭・学校・地域のあり方の重要性。」は、削除する。

「(13)教育委員会、学校と地域との学校運営に対する基本的概念が統一されていない。」は、削除する。

「(14)先人が守り伝える、この出雲の風土を大切にしてほしい。」は、削除する。

「(15)地域の偉人の教育が大切である。大人が子どものお手本になる。」は、原案のとおり残す。

「(16)奉仕の心を大切にしてほしい。」は、削除する。

「(18)せっかく育てた地域の人材がどんどん市外に出て行っている現状がある。」は、原案のとおり残す。

### P 1 5 「Ⅲ. まちづくりの担い手」

#### 「1. 市民の権利」

「◇ただ、一方で、まちづくりに参加しない人は不利益を受けることは当然にありうることを明確にすべきとの意見もありました。」は、「ただ、一方で、一生懸命やっている人にとっては、参加しない人への配慮には抵抗をもつ意見がある。」とか「不利益を受けることはありませんとは、本当ですか？」というような言い回しとして、『主な意見』の中へ入れる。

「(4)まちづくりに参加したくない者の意志も尊重すべき。」は、「意見も聴く」に修正する。

「(2) 市民の責務」

(4)地域の伝統を伝えるとともに、新たなものを創造していくことが大切。」は原案のとおりとし、「(5)伝統を守り伝えるだけではなく、新たなものを創造していく気概を持ちたい。」は、削除する。

「2. 議会」

「(1) 議会の責務」

「(1)出雲市には出雲市議会基本条例があり、その条例に規定されている議会の役割や責務を自治基本条例に加える必要はなく、その関連性を盛り込むことで足りる。」は、削除と残すの意見が半々ですので、世話人会で決定します。

「(3)議員が議会報告等を通じて、市民の意向を的確に把握して、市民の負託に応えることが最も大事なこと。」は、削除する。

「(4)市民と議員の関係が希薄になっている。会話する機会をもたねばならない」は、削除する。

「3. 行政」

P 1 9 「(1) 行政運営」

「◇現在、出雲市では事業のゼロベース評価や「外部監査」の実施などに取り組んでいますが、行財政改革を一層進めていくためにも、これらをさらに活用していくことが求められます。」は、修正案のとおりとする。

「(1)予算執行が硬直的な気がする。これだけの予算でこれだけのことができたという評価・見直しができる」とよい。」は、修正案のとおりとする。

「(2)単年度の補助事業では効果が出ないときもある。たとえば数年間の事業期間を認めて、補助金もその期間内に自由に使用できるようにしたらもっと効率良く仕事ができる。(例えば年間 30 万円の補助金を 3 年間均等に出すのではなく、3 年間分として 90 万円を一括補助するような仕組み)」は、もう少し端的に書くこととする。

「(3)ニーズを持っているのは市民であり、それを判断するのが行政の仕事。予算を決めるときにこの条例が生きてほしい。」は、原案のとおり残す。

「(4)住民の権利を守るために行政は法令にもとづく処分、行政指導をしてほしい。迷惑をかける人には毅然と対処して欲しい。」は、削除する。

「(5)議会、市長、市民が相互に監視し合うことが大事。」は、削除する。

「(2)監視し合うだけでなく、市民・議会・市長が相互に助け合ったり補い合ったりする補完する行政運営の仕組みづくりが大切。」は、削除する。

「(7)市民が行政運営に関心を持ち、参加意識を持つこと。」は、削除する。

「(8)監視は、本来なら議会の役目である。」は、削除する。

「(11)財政力にまかせて、行政にお願いすれば何でも解決するという時代は、とうに終わっている。」は、削除する。

「(5)行政は、市民の建設的な意見・要望・苦情などに対して、適正・誠実に対応する姿勢が必要。」は、修正案のとおりとする。

(委員) かなり遅くなったが、まだ続けるのか。

(代表世話人) 遅い時間となっているが、本日のところで【説明】と『主な意見』について終わらせておきたいので、お疲れとは思いますが、ご協力をお願いします。次回のテーマなどにも触れておきたいので、もう少し、ご協力願いたい。

(委員) 先に、次回のことを説明してほしい。

(代表世話人) 次回は、新テーマについて議論したい。「市長の責務」、「産業と観光関係（活力のあるまち）」について、その討議方法についてもお諮りしたい。限られた時間の中なので、これまでの議論から意見を抽出していく方法もある。

(委員) 産業、観光関係は、これまでいろいろ意見がでているので、拾い集めて案をつくっていただく方法でいい。市長の責務は、先行自治体のものを参考にいただき、キーワードを出して叩き台をつくっていただいて、それを中心に話し合ったらいいと思う。

(代表世話人) 用語の説明について、「市民」をこのまま3案併記とするのか、アドバイザーからも意見を頂戴しているが、提言する中身で、住民にあたる部分と広い部分で捉える市民の2通りがあるのではないのかということ。「市民と市民等」、「市民と住民」などの使い分けなどがある。例えば、そうした用語を説明した上で、中身を全部入れ替えるのか、住民投票は我々の考えでは住所を有する者に限定できると思うが、そのような場合は「住民」とするのか、大きく全体に関わるような話をするのであれば市民とか市民等と言い方をしてはどうかということ。そうすると、中身についても広い意味での市民なのか、住所を有する者を対象とする住民なのかということ、皆さんに確実に決めていただかなければならない。主語のところだけは明確にしておく必要がある。次回は、これも含めて検討していただきたい。

(委員) 了解

(代表世話人) 簡易アンケートの集計について、1ヶ月間という短い期間でしたが、皆さまのご協力により約1000枚の回答がありました。配付枚数は1000枚を超えると思う。特記すべきは、住民投票は比較的あったほうが良いという意見、自治基本条例については、名前も聞いたことが無いという意見が大半を占めた。地域的にはイベントの関係で平田地域が多くなったが、各地域で拾えたと思う。現在やっている無作為抽出のアンケートと一緒に、提言書の補足資料として提出したいと考えている。

あと事務連絡として、8月22日(月) 10:00~11:30に市役所3階庁議室にて、出雲地域の自治協会長会で説明会をしてほしいと依頼がありました。世話人の中から説明者をお願いしていますが、おでかけいただける方は、ぜひとも参加して欲しい。出席者は旧出雲市の自治協会長で、先般の自治協会長への説明会では代理出席も多かったのもので、あらためてお願いしたいという趣旨だった。

(委員) 代理や欠席もあったが、中身がよく理解ができないので、いま少し、確認したり聞いておきたいということだと聴いている。このまま提言書が出ると、即条例になるという気持ちの方もあり、提言書にそった条例案ができるということで、よく確認したいということ。

(委員) そのことだけで集まれるのか。

(代表世話人) 提言書には盛り込めないが、説明には出かけたと思う。それから「中間まとめに対する意見」は、7月1日から7月29日までに市役所にメールや電話で意見があったものと、意見交換会でだされた意見も合わせてまとめたものです。

(事務局) 項目ごとに整理したのでご確認願います。

(委員) 本日配付された資料には、公募以外の委員について記載されているが、なぜ知っているのか。

(事務局) 事務局から説明したもの。議会の全員協議会でも説明している。

(委員) こういう意見があれば、次回までによく読んでおく必要があると思う。

(代表世話人) 内容の討議に戻りたい。

#### P 2 1 「(2) 職員の責務」

「◇また、市民からの市民の意見、要望、苦情などをきちんと受け止め、市民の目線に立って、適正かつ誠実に対応してほしいという意見が多くありました。」は、削除する。

『主な意見』

「(1) 市民との協働的な役割だけではなく、職員の責務をきちんと果たすということを市民は期待している。また公平・公正で信頼される職員であってほしい。」の「協働的な役割」は「協力的な役割」に修正する。

「(2) 大震災で公務員の必要性と職務の重要性がわかった。」の「必要性」を削除する。

「(3) 公平、公正で信頼される職員であってほしい。」は削除する。

「(4) 「行政は最大のサービス産業」的な表現を盛り込めないか。」は原案のとおりとする。

「(7) 市民の訴えをきちんと受けとめて、説明して納得させてほしい。」は削除する。

「(10) 市民の被害者意識のような感情ではなく、双方向のやりとりの中で職員と市民がともに高まっていく視点があってほしい。」は、削除する。

「(11) 市民がやっているイベント等に一緒に参加することで、市民が何を考えているかわかる。」は、削除する。

「(12) 職員一人ひとりが市民の意見を把握してほしい。」は、削除する。

「(13) 管理職への研修を実施する。」は、削除する。

「(15) 様々な職種の経験をする。」は、削除する。

「(16) 相手の立場に立った話ができるようにしてほしい。」は、削除する。

「(17) これからは国際的視野が必要になる。」は、原案のとおりとする。

「(18) 何でも好奇心を持って関わる心意気でいてほしい。」は、削除する。

「(19) 市役所の仕事だけではなく見聞を広めてほしい。」は、削除する。

#### 「IV. まちづくりの制度や仕組み等」

##### 「1. 市民参画・情報共有など」

###### P 2 3 「(1) 市民参画」

「(3) 市民が気軽に自由に話し合える場が必要。」は、削除する。

「(3) 市民の意見や思いが反映される市政の実現のためには、市民が、市政に対して、気

軽で自由に意見が言える場や、市民同士の話し合いができる仕組みづくりが大事。」は、  
「市民の意見や思いが反映される市政の実現のためには、」の部分削除する。

「(5)市民がいろいろな活動に参画できる仕組みづくりが必要。」は、削除する。

「(6)行政から市民へ積極的に意見を求めてほしい。」は、削除する。

「(7)市民参加の場を多く持ち、市民と行政が連携しながら住みよいまちづくり。」は、  
原案のとおりとする。

「(8)一定の目的のもとで、できることをできる範囲で共にできる状況をつくっていく。」  
は、削除する。

「(9)多くの人参加、協力しようと思えるような呼びかけが必要。」は、削除する。

#### P 2 4 「(2) 情報共有」

「◇ただし、個人に関する情報は、適切な管理が行われるという前提のもとで有効活用  
していくことが重要です。」は、原案のとおり追記する。

#### P 2 6 「(3) コミュニティと行政の連携・協力」

「◇東日本の震災の経験から、町内会が地域の中で、重要で中心的役割を担っているこ  
とを再認識しましたが、一方で町内会への加入率低下がみられる地域があります。組織  
への参加は任意ではありますが、地域コミュニティは住民自治の原点であり、市民はそ  
の役割を再認識し、これらの活動に自主的に参加します。行政はその活動を「コミュニ  
ティセンターや支所などを通じて支援」します。」は、原案のとおり追記とする。

『主な意見』中、「(1)市民は自主的にボランティア等も含めて、コミュニティ活動に自  
主的に参加する。」は、原案のとおりとする。

「(2)地域でできることは地域で行う。」は、削除する。

「(3)市民主体で市民から盛り上がるまちづくり。」は、削除する。

「(4)自治会への全員参加。」は、削除する。

「(2)「地域力」を活かせる自治会やコミュニティにしたい。」は、「自治会への全員参  
加を促進し」を挿入し、「自治会への全員参加を促進し「地域力」を活かせる自治会や  
コミュニティにしたい。」に修正する。

「(6)地域コミュニティが大切にされるまち。」は、削除する。

「(3)一人ひとりが、コミュニティ活動のあり方を再認識することが大切。」は、原案のとおりとする。

「(8)住民がコミュニティ活動に参加する意識が低い。」は、原案のとおりとする。

「(9)助け合いなど、様々な奉仕活動が行われる地域づくり。」は、原案のとおりとする。

「(10)地域の奉仕の心を守り伝えることが大切である。」は、削除する。

「(4)地域の中で多くの人々との触れ合い、コミュニティの体制づくりを進める。」は、削除する。

「(12)子供からお年寄りまで幅広くコミュニケーションができる元気なまちづくり。」は、「子供」を「子ども」に修正する。

「(13)地域エゴや偏見のない地域づくり。」は、削除する。

「(5)地域・家庭・学校の繋がりを深めることが大切である。」は、原案のとおりとする。

「(6)各地域の実情に即して実行力のある新しい組織のネットワークづくりと行政との連携強化が重要。」は、原案のとおりとする。

「(16)ネットワークづくりと行政との連携強化の必要がある。」は、削除する。

「(17)行政は、地域の自主的な活動を尊重して支援する。」は、削除する。

「(7)コミュニティセンターは、コミュニティ活動の中心の場であり、市民参加の拠点として活用することが大切。」は、原案のとおりとする。

#### 『追加意見』

「自治会（町内会）に加入したくても借家住まいの者は受け入れてもらえない。」は、「もらえない」を「現状がある」に修正する。

「提言書①②③の案文は「努力規定」ではなく「義務規定」にすべきではないか」は、削除する。

P 2 7 「(4) NPO等と行政の連携・協力」



「◇ボランティアは、個人ができる範囲の中で自主的に行う活動であるので、行政の担い手としてあてにされると困るという意見もありました。」は『主な意見』に移動し、  
「(6)ボランティアは、個人ができる範囲の中で自主的に行う活動であり、行政サービス提供の担い手としてあてにされると困る。」に修正する。

#### P 2 8 「2. 住民投票」

「◇人口の多いところの意見が通ってしまう危険性があるので、人口の少ない地域の意見にも配慮してほしい」は、『主な意見』に移動し、(7) とする。

#### P 3 0 「3. 広域的な連携」

「◇また、1つの自治体だけではなく、近隣自治体を含めた地域全体で発展していくことが必要だと考えます。産業や観光等の課題によっては、「山陰」や「中海・宍道湖圏域」といった大きな枠組みの中で、産業や観光等の各分野において協力し合い、スケールメリットや相乗効果を活かして一体的に取り組むことが大切だと考えます。」は、「◇産業や観光等の課題によっては、「山陰」や「中海・宍道湖圏域」といった大きな枠組みの中で協力し合い、スケールメリットや相乗効果を活かして一体的に取り組むことが大切だと考えます。」に修正する。

#### 『主な意見』

「(2) 中海・宍道湖圏域というような大きな枠組みを念頭において、出雲市の発展を願うためにはどのような条例が必要なのかということをする施策を考えることが大切。」は、  
「(2) 中海・宍道湖圏域というような大きな枠組みを念頭において、出雲市が発展する施策を考えることが大切。」に修正する。

「(3) 地域連携とは、産業や観光だけに特化したものではなく、近隣自治体や、他の地方公共団体との共通する課題について連携、或いは協力しながら地域発展のためにつくすこと。」は、削除する。

「(5) 観光を含め、あらゆる分野で山陰地域は連携しないと力が発揮できない。」は、削除する。

P 3 1 「首長の多選について」は、意見があれば事務局へ連絡する。無ければ、この原案のままとする。

(代表世話人) 本日の討議は以上。次回は8月19日の午後7時から大会議室で開催する。

以上